

平成 24 年度補正予算案（第 2 号）の概要

市町村長寿・健康増進事業の交付額の増額、国の補正による平成 25 年度の保険料軽減の継続に伴う円滑運営臨時特例交付金の補正及び平成 23 年度国庫支出金の精算に伴う補正

1 一般会計

～ 予算補正なし

2 後期高齢者医療会計

～ 補正予算額 4,241,034 千円 <<補正後予算総額 742,211,130 千円>>

(1) ○歳入 2 款 国庫支出金のうち

「調整交付金（長寿・健康増進事業分）」

○歳出 3 款 諸支出金のうち

「市町村支出金（市町村長寿・健康増進事業交付金）」

<<補正額：16,550 千円増>>

市町村長寿・健康増進事業の交付額が増額となったことに伴う補正。

(2) ○歳入 2 款 国庫支出金のうち

「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（H25 軽減分）」

○歳出 1 款 後期高齢者医療費のうち

「一般管理費（臨時特例基金積立金）」

<<補正額：4,224,484 千円増>>

国の補正により、平成25年度の保険料均等割 9 割・8.5 割軽減、所得割 5 割軽減及び被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減措置の継続に対する円滑運営臨時特例交付金が措置されることとなったことから、当該交付金を臨時特例基金に積み立てる。

(3) ○歳出 1 款 後期高齢者医療費のうち

「運営安定化基金費（運営安定化基金積立金）」

3 款 諸支出金のうち

「償還金（国庫支出金等返還金）」

<<補正額：0 千円増>>

平成23年度国庫支出金の精算に伴い、平成23年度剰余金として運営安定化基金費に計上した額から1,419千円を減額し、国庫返納分として償還金に同額を計上する。

【債務負担行為】

・平成 25 年度における次の業務について、平成 24 年度中の契約が必要であるため、
契約に係る債務負担行為を設定する。

ア	レセプト 2 次点検業務委託	(86, 387 千円)
イ	給付関連等業務委託	(354, 318 千円)
ウ	被保険者証等交付業務委託	(22, 036 千円)